

○内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年三月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県小県郡長和町
- 二 構造改革特別区域の名称 生き生き長和っ子給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県小県郡長和町の全域

○内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年三月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 清須市
- 二 構造改革特別区域の名称 はるひ心暖か、にここ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 清須市の区域の一部（旧春日町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）